	安件	A.起業	
転入前	次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。 (ア)本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。 (イ)本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は		
転入後	本市に転入した後1年以内に青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を		決定を受けていること。
		交付申請書(様式第1号) 青森県起業支援事業に係る起業支援金交付決定通知の写し 個人情報確認同意書(様式第3号) 転入前の勤務地と期間がわかる書類 ※23区外に居住し、23区内に通	勤していた方のみ必要

転入前の居住地と期間がわかる書類 (戸籍の附票世帯全員分)

本人確認書類の写し(顔写真付きのもの、運転免許証等)

要件

B.テレワーク

次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。

- (ア)本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。
- 転入前
- (イ)本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間については、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間を(ア)に規定する通勤していた期間とみなすことができる。

転入後

次に掲げるリモートワークに関する要件のいずれにも該当すること。

- ア 転勤、出向、出張、研修等の所属している企業等の命令でなく、自己の意思により移住したこと。
- |イ 転入市町村を生活の本拠とし、リモートワークにより移住する前の業務を引き続き行うこと。

	(様式第1号)
--	---------

- □ 個人情報確認同意書(様式第3号)
- 転入前の勤務地と期間がわかる書類 ※23区外に居住し、23区内に通勤していた方のみ必要
- 転入前の居住地と期間がわかる書類(戸籍の附票世帯全員分)
- 本人確認書類の写し(顔写真付きのもの、運転免許証等)

要件

C.就業(あおもりジョブ)

次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。 (ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住して いたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は 個人事業主として通勤していたこと。 (イ) 本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は 東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主 転入前 として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間に ついては、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、 また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等 へ就職した者については、通学期間を(ア)に規定する通勤していた期間とみなす ことができる。 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。 ア 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。 イ 就業先が市内に所在する事業所であること。 ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている 法人への就業でないこと。 転入後 |エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上 在職していること。 オ 求人への応募日が、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。 カ 就業先の法人に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

	交付申請書(様式第1号)						
	移住後の就業先の就業証明書(様式第2号)						
	個人情報確認同意書(様式第3号)						
	転入前の勤務地と期間がわかる書類 ※23区外に居住し、23区内に通勤していた方のみ必要						
	転入前の居住地と期間がわかる書類(戸籍の附票世帯全員分)						
П	本人確認書類の写し(顔写真付きのもの、運転免許証等)						

要件

D.関係人口-起業

次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。

- (ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。
- (イ)本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間については、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間を(ア)に規定する通勤していた期間とみなすことができる。

次に掲げる関係人口に関するア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、ウの要件のいずれにも該当すること。

ア 本市での移住体験事業を経験していること。

イ 本市での移住相談を転入前に2回以上行っていること。

転入後

転入前

- ウ 次に掲げる起業に関する要件のいずれにも該当すること。
 - i 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業でないこと。
 - ii 設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を 有する者でないこと。

	交付申請書(様式第1号)					
	個人情報確認同意書(様式第3号)					
	開業届等の起業したことがわかる書類の写し					
	転入前の勤務地と期間がわかる書類 ※23区外に居住し、23区内に通勤していた方のみ必要					
	転入前の居住地と期間がわかる書類(戸籍の附票世帯全員分)					
П	本人確認書類の写し(顔写真付きのもの、運転免許証等)					

要件

D.関係人口-就業

次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。

- (ア)本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。
- (イ)本市に転入する日の前日まで連続して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間については、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とすることができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間を(ア)に規定する通勤していた期間とみなすことができる。

次に掲げる関係人口に関するア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、ウの要件のいずれにも該当する こと。

- ア 本市での移住体験事業を経験していること。
- イ 本市での移住相談を転入前に2回以上行っていること。

転入後

転入前

- ウ 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。
 - i 就業先が官公庁等でないこと。
 - ii 就業先が雇用保険の適用事業主であること。
 - iii 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) に定める風俗営業者でないこと

交付申請書(様式第1号)						
移住後の就業先の就業証明書(様式第2号)						
個人情報確認同意書(様式第3号)						
転入前の勤務地と期間がわかる書類 ※23区外に居住し、23区内に通勤していた方のみ必要						
転入前の居住地と期間がわかる書類(戸籍の附票世帯全員分)						
本人確認書類の写し(顔写真付きのもの、運転免許証等)						